

第8期
高槻市入札等監視委員会審議報告書

平成30年3月20日
高槻市入札等監視委員会

目 次

はじめに	1
第1 委員会の開催状況	1
第2 平均落札率の推移	3
第3 第7期委員会の提言に対する市の取組み	4
1 最低制限価格の事後公表	
2 低入札価格調査制度	
3 総合評価落札方式による入札	
第4 審議概要	5
1 高槻市役所本館耐震改修事業	
2 最低制限価格の事後公表	
3 最低制限価格等の見直し	
4 入札の不成立	
5 低入札価格調査制度	
6 総合評価落札方式による入札	
第5 今後の改善に向けて	11
1 予定価格等の事後公表	
2 最低制限価格等の見直し	
3 入札の不成立	
4 低入札価格調査制度	
5 総合評価落札方式による入札	
おわりに	13

はじめに

高槻市では、公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公平性・透明性を一層高めていくため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、平成14年に外部の学識経験者から構成される第三者機関として、高槻市入札等監視委員会を設置した。第8期の委員会（平成28年4月から平成30年3月まで）においては、弁護士、大学教授、警察OBの3名の委員により審議が進められ、市が発注する公共工事等の入札契約手続及びその制度について、公正かつ独立した立場から審議が行われた。第8期委員会の開催状況及び審議案件は、表1及び表2のとおりである。

長年の懸案であった学校校舎、幼稚園園舎等の耐震改修工事が平成27年度末で終了すると、第8期の2年間では、学校等の外壁改修、昇降機設置、トイレ・消火設備・給水設備改修などの工事が継続して行われた。また、安満遺跡公園整備関連の高槻子ども未来館新築工事や高槻駅高垣線道路築造工事、さらには、平成29年度末に高槻神戸間が開通した新名神高速道路の高槻インターチェンジへのアクセス道路である都市計画道路南平台日吉台線新設工事やこれに関連する沿道の整備などの大規模工事が進められた。

全国的には東京オリンピックの開催が迫り、引き続きインフラ建設の需要の盛り上がりは維持されている。しかし、東京オリンピック前後の景気の冷え込みが心配されており、長期的な少子高齢・人口減少社会がもたらす諸方面への影響が課題になりつつある。

この第8期委員会は、第7期委員会の提言に対する市の取組みの検証を含め、2年間で審議した結果を取りまとめ、本報告書を作成した。第8期委員会は本報告書をもって、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて参考とされるよう提言するものである。

第1 委員会の開催状況

表1 開催状況

回次	開催日	審議対象期間（入札日基準）	審議案件数（対象件数）
第56回	平成28年 6月 3日	平成28年 1月～3月	1件（31件）
第57回	平成28年 8月 12日	平成28年 4月～6月	4件（62件）
第58回	平成28年 11月 11日	平成28年 7月～9月	7件（75件）
第59回	平成29年 3月 30日	平成28年 10月～12月	17件（123件）
第60回	平成29年 6月 9日	平成29年 1月～3月	1件（29件）
第61回	平成29年 8月 25日	平成29年 4月～6月	13件（80件）
第62回	平成29年 11月 17日	平成29年 7月～9月	10件（62件）
第63回	平成30年 2月 16日	平成29年 10月～12月	7件（125件）

表 2 審議案件の内訳

回次	制限付一般競争入札	指名競争入札ほか	その他
56		<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約 舗装 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度入札契約制度の変更 ・ 平成 27 年度の工事成績結果報告
57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高槻市役所本館耐震改修事業 建築 1 ・ 低入札価格調査対象案件 土木 1 ・ 主要工事の入札結果 電気 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約 土木 1 	
58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式案件 機械器具設置 1 ・ 低入札価格調査対象案件 機械器具設置 1、電気 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築 1、管 3、舗装 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府内自治体の入札契約制度
59	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高落札案件 土木 2、舗装 1、土木設計 1 ・ 失格による次順位繰上げ 舗装 1、土木設計 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高落札案件 土木 1、建築 2、造園 2、塗装 1 ・ 不成立の案件 土木 1、舗装 2 ・ 指名競争入札の案件 機械器具設置 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路南平台日吉台線新設工事（第 1 工区）の変更契約
60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 土木設計 1 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札不成立の集計※1 ・ 平成 29 年度入札契約制度改正 ・ 平成 28 年度工事成績結果報告
61	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 土木 2、建築 2、管 1、電気 1 ・ 不成立の案件等 水道施設 1、土木設計 1 ・ 高落札案件 管 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件等 建築 1、建築設計 1 ・ 高落札案件 建築 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計検査院の会計実地調査の報告
62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 土木 2 ・ 特殊な工事内容の案件 土木 1、電気 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日吉台芥川線歩道設置工事」の入札手続中止と再発注 ・ 入札・契約制度のアンケート結果の報告
63	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 水道施設 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 土木 2、建築 1、舗装 1、鋼構造 1 ・ 随意契約 土木 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事後公表※1 ・ 最低制限価格の設定率改正

※1 最低制限価格の事後公表の検証を含む。

第2 平均落札率の推移

過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）にわたる全発注案件の平均落札率（件数ベース）及びその推移は、表3-1及び表3-2のとおりである。

全業種において第7期では、平成27年度の最低制限価格設定率の引上げ等により平均落札率は上昇基調にあったが、平成27年度をもって、学校園等の校舎耐震改修工事及びこれに伴う工事監理業務が完了したことにより、平成28年度以降、建築一式及び業務委託の落札率が下がる傾向にあるが、このほかの業種の落札率はほぼ横ばいを示している。

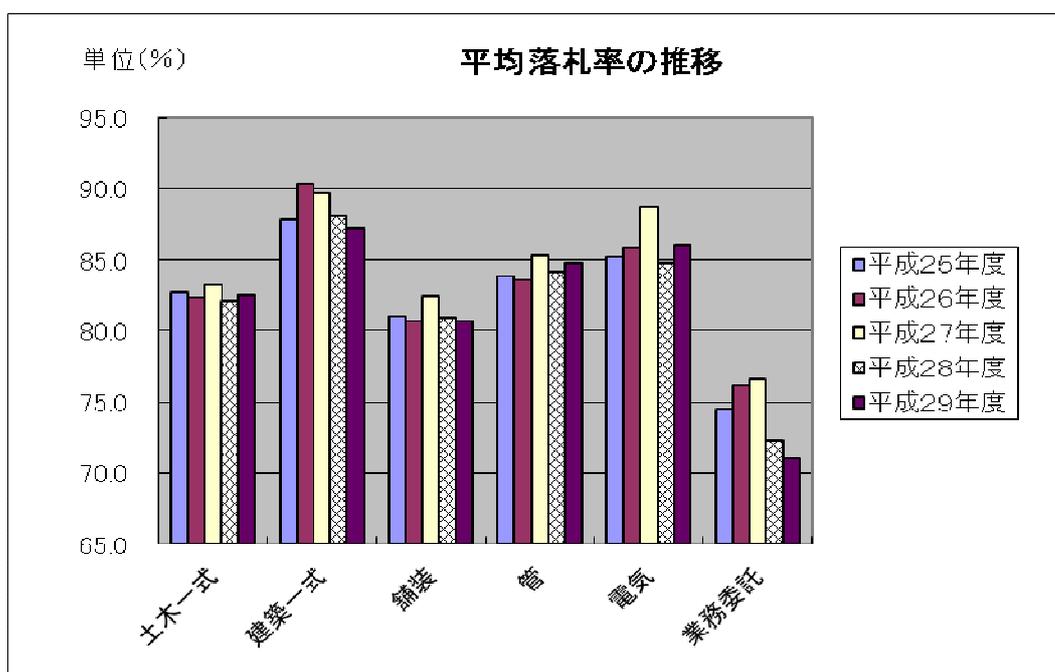
これは、平成28年度から、建設工事に係る最低制限価格の事後公表を予定価格300万円以上に拡大したが、業者側も適正な積算事務に努められたことなどで、最低制限価格と同額かそれに極めて近い金額で落札される工事案件が増加してきたことも一因と考えられる。

表3-1

単位(%)

業種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
土木一式	82.7	82.3	83.2	82.1	82.8
建築一式	87.8	90.4	89.7	88.1	87.4
舗装	81.0	80.7	82.4	80.9	80.9
管	83.8	83.6	85.3	84.2	84.9
電気	85.2	85.8	88.7	84.8	86.0
業務委託	74.5	76.1	76.6	72.3	70.9

表3-2



第3 第7期委員会の提言に対する市の取組み

第7期委員会（平成26年4月から平成28年3月まで）では、入札・契約制度等の今後の改善に向けて、3項目の提言を行った。これらの提言を受けて、第8期委員会において、市がどのような取組みを行ったかについて、以下、項目ごとに検証する。

1 最低制限価格の事後公表

市は、平成24年度に建設工事における入札の最低制限価格を開札時に公表する「事後公表」を導入した。当初は、予定価格3000万円以上の案件を対象としたため、61件（実施率17.3%）であったが、その後、段階的に対象金額の引き下げを図り、平成28年度からは、予定価格300万円以上とし、指名競争入札の案件も対象となった結果、入札に参加する事業者全体に当該制度が適用されることとなった。平成28年度における最低制限価格の事後公表の案件は240件（実施率90.6%）、平成29年度は、同217件（同86.5%）となった。なお、300万円未満の案件については、応札業者数が少ないケースがあり、入札不成立を回避するため、最低制限価格の事前公表を継続している。

第7期委員会報告書において、事後公表による影響について、今後も定期的な報告を受け、動向を注視すべきと提言したことを受け、第8期委員会では、審議項目の柱の1つとして位置づけ審議を行った。その内容については、「第4審議概要」にて後述する。

さて、国土交通省が全国の市区町村に対して実施した入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成29年12月）（以下「適正化法に基づく実施状況調査」という。）によれば、最低制限価格の公表時期は、同制度を導入している1471団体のうち、928団体が事後公表を行っており、63.1%を占めている。このうち、本市のような事前公表又は非公表と併用して事後公表を行っている団体は、928団体のうち54団体のみで、多くの団体が全案件を事後公表に一本化している状況である。

2 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度については、市は平成27年3月までは、失格基準価格を直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のそれぞれに設定し、失格基準価格を下回る経費項目が1項目でもあれば失格としていた。このため、平成26年度以前の制度においては、高値での落札となる場合があった。第6期委員会での提言を受け、市は平成27年4月からは、これら経費項目の合計額を失格基準価格とし、これを下回った場合に失格となるように要綱を改正したが、本格的な制度の影響がでてきたのは、学校校舎等の耐震改修工事が終了した平成28年度以降からである。平成28年度には3件、平成29年度には

9件の低入札価格対象となる案件があったが、市は全ての案件について新しい制度の下での低入札価格調査を実施した。

さらに、市は平成29年度から以下の2つの制度変更を行った。

1つ目は、低入札価格調査基準価格の設定範囲について、平成29年4月から、それまでの70%から85%までであったのを70%から90%までに引き上げた。この理由は、建築一式の工事で最低制限価格が85%を超える場合があるので、85%を超える場合に低入札調査基準価格が容易に推察されることを避けるためである。

2つ目は、過去1年以内に本市発注の建設工事において70点未満の工事成績結果を受けている場合、あらかじめ低入札価格対象案件には参加できないこととした。

3 総合評価落札方式による入札

総合評価落札方式は、工事等の発注にあたり、入札価格に考慮しつつ入札参加者に対し価格以外に技術等の提案を求め、それを審査・評価して技術面と価格面の結果を合わせて、より経済性の高い契約の相手方を決定する方法である。市での工事では、技術的に難易性の高い工事は少ないので簡易型が採用されている。

第8期において、市が総合評価落札方式により契約の相手方を決定した案件は、平成28年度公共下水道日野川雨水ポンプ場モーターポンプ更新工事（機械）の1件であった。今回の案件は、技術面の評価が、実績に関する評価及び現場支援に関する評価であり、工事の工法等、工事の主要な部分の評価ではないので、技術評価の割合を少なくし技術評価点と価格評価点の比率が1対4としている。

第7期審議報告書では、年間複数件の採用を提言したが、工事1件にとどまっている。近年、市では完成時期の関係などで早期の着工が必要となる工事が多く、また工事内容の関係から総合評価落札方式の採用は滞っている。

第4 審議概要

1 高槻市役所本館耐震改修事業

災害時に中枢機能を果たす市役所本館については、昭和56年の建築基準法改正以前の基準による設計であり、十分な耐震性を保持していないと診断され耐震改修事業に着手した。平成26年5月に最初の入札手続が開始されたが、応募者が1者にとどまり、その応募者の技術提案も市の発注仕様と異なることから、同年9月に入札手続が中止となった。その後、発注仕様、積算、評価基準等の見直しを行った後、平成28年1月に入札手続が再開された。

第7期委員会では、ここまでの経過について審議を行ったところであるが、その後、同年5月に落札者が決定したものである。市は約1年をかけて設計内

容を分析・見直しを行い、約4億5000万円の設計金額の上積み、3か月の工期の延長をした。その結果、飛鳥建設住光建設山下設計共同企業体が予定価格にきわめて近い35億9964万円で落札した。設計金額の大幅な上昇は、労務単価や資機材の上昇、設計内容の見直しなどによるものである。

これに対し、委員会の審議の中で、「設計に関する技術提案において、客観的な判断ができるよう評価基準を作成したことは理解できるが、採点結果は公表できないのか。採点結果を公表していないことについては、その評価基準に基づいて採点を行うのであるなら、公表しない理由が判然としない。」などの意見が出た。総合評価審査委員会で決定した採点結果については、公表していくことが重要である。

このほか、1者しか応募がなかった理由は何かとの委員の質問に対し、職員が執務を行い市民が来庁する中、工事を進めていく制約や、休日・夜間工事も増加したことなどから応募が少なかったのではないかと市は回答した。また、改めて設計施工一括発注方式とした理由について委員が質問をしたところ、いわゆる居ながら工事であり、設計業者と工事施工業者がお互いに協議する中で、安全面、施工面を配慮する必要があったのでそういう発注方式をとったと市は回答した。

さらに委員会は市に対し、技術提案における採点結果や前回からの配点方法の変更点などについて本委員会に示すとともに、採点結果の公表については検討してほしいと要望した。

2 最低制限価格の事後公表

委員会では、最低制限価格の事後公表の導入により、特徴的な事例が発生することに着目し、統計的な分析、審議を重ね、その事例を下記の4つのケースに分類した。確率論的に(A)及び(B)のケースは、応札者が多い場合に高い頻度で発生し、一方、(C)及び(D)のケースは、応札者が比較的少ない場合に発生する事象であるが、それぞれに問題が浮かび上がってくる。

- (A) 最低制限価格と同額の応札があったケース
- (B) 抽選となったケース
- (C) 失格者が出たために落札者が繰り上がり、落札率が最低制限価格の設定率より5%以上上昇したケース
- (D) 応札者全者が失格となったケース

この中で、(A)のケースについて、最低制限価格を事前公表していた平成23年度の発生率は99.1%であり、落札するためには最低制限価格と同額の応札をすることが半ば前提となっていたが、事後公表を導入後の2年間の発生率は9.5%にまで減少し、事態が大きく改善した。しかしその後発生率は、平成27年度が29.1%、平成28年度が41.5%、平成29年度が45.0%と再び増加している。市が発注する公共工事は、契約検査課が入札手続きを所管する市長部局分と、市水道部が単独で入札手続きを所管する市水道部分

があるが、市水道部が主に発注する管・水道工事や舗装工事は応札者数がとりわけ多く、市水道部発注分のみを集計すると、平成28年度の発生率が63.8%、平成29年度においては72.3%まで上昇しており、応札者はかなりの高確率で最低制限価格を積算できる状況となったとみられる。

また、(A)のケースに連動して(B)のケースの増加も著しく、平成28年度が30.3%(市水道部39.1%)、平成29年度が33.0%(市水道部57.4%)となった。平成28年度から平成29年度までの全体の伸びは2.7%と微増であるが、これをさらに精査すると、市長部局発注分は0.7%減であるのに対し、市水道部発注分は18.3%増の顕著な伸びを示していることがわかる。

ところで、国土交通省は各都道府県に対して、低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しについて、以下の主旨の通知を発しており、都道府県を通じて、市区町村への周知を要請している。

基準価格等の事前公表により、当該近傍価格への入札が誘導されるとともに、同額抽選による落札が増加する結果、適切な積算を行わない建設業者が受注する事態が生じる。また、予定価格についても、事前公表によって同様の弊害が生じかねないことから、事前公表の適否について十分に検討し、事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。

上記の通知に解説を加えると、自治体の入札契約制度の骨格である最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における各々の設定率は概して国土交通省等の公共工事を発注する機関から構成される中央公共工事契約制度運用連絡協議会(以下「公契連」という。)が公表する低入札価格調査基準の設定率を準用していることから、設定率の改正が行われると国土交通省が、通知を発し、各自治体とも新しい設定率の採否を検討することとなっている。よって、両者の制度には強い関連性が存在し、市においても例外ではない。

以上のことから、(A)及び(B)のケースの急激な発生率の上昇を受け、市は速やかに予定価格の事後公表を含めた検討を行い、適切な対応を準備すべきである。

次に、(C)及び(D)のケースは、発生率は低く、増減に変化が見られないものの、毎年度一定数の発生が確認できる。いずれのケースも最低制限価格を下回る価格で応札した業者は、その価格で施工ができるという意思表示をしているにもかかわらず失格となり、結果的に、市はより高値を付けた業者と契約締結することになる。特に(D)のケースでは、複数者が最低制限価格を下回る価格を応札したのであるから、応札価格が市場価格であるという考え方もあることから、市の設計金額が市場価格と乖離していないか検証するべきではないだろうか。

因みに(C)及び(D)のケースは、応札者の多い水道部発注案件には、ほとんど見られないことから、応札者を確保する工夫も必要である。

3 最低制限価格等の見直し

現在、市は、公契連が平成23年に公表した最低制限価格の設定率を平成27年に導入し現在に至っている。この間、公契連は平成28年と平成29年に引上げを行っており、平成29年と平成23年の設定率と比較すると、直接工事費で7ポイント、現場管理費で10ポイント、一般管理費で25ポイントの差が生じている。仮に、市が平成29年の設定率を採用すると、最低制限価格の設定率が約5.3ポイント上昇することになる。また、主な近隣自治体の採用状況をみると、大阪府、大阪市、豊中市、吹田市及び枚方市は平成29年の、堺市及び茨木市は平成28年の、東大阪市は平成23年の設定率をそれぞれ採用しており、本市は主な近隣自治体の中では古い設定率を採用していることになる。

委員会では、最低制限価格の設定率を据え置いていることが入札不調に影響を与えているのではないかと考え審議を行った。そこで市の入札不調の発生状況をみると、平成26年度の発生率4.9%から平成27年度が3.2%、平成28年度が2.3%と減少傾向にあったが、平成29年度は4.9%に増加、入札不成立が社会問題化していた平成26年度と同水準に戻っていることが判明した。平成26年度当時は震災復興による職人不足や耐震改修事業の集中発注によることが原因と考えられたが、平成29年度については明確な要因は見当たらない。業種別には不調14件のうち7件が予定価格2500万円未満の建築工事が占め、他の業種も予定価格1000万円前後の比較的安価な工事に不調が発生している。このうち、建築工事では年間の発注件数14件の半数が不調となり突出した傾向が見られた。これまでも建築工事の応札者数は、土木や舗装工事に比べ、少ない状況が続いていたが、ここに来てさらに厳しい状況になっている。

以上近隣自治体の動向及び入札不調の状況を踏まえ総合的に判断すると、最低制限価格等の見直しを検討する時期に来ているのではないかと。

4 入札の不成立

第7期委員会の審議報告書では、都道府県が発注した公共工事の不成立が沈静化の方向にあり、本市においても同様に、不成立の発生率は低下の傾向にあり、その背景には公共工事の労務単価の引上げ、積算基準の見直しの効果等があると報告した。また、第7期では、耐震改修工事に伴う監理業務を集中発注し、業務委託において不成立が多く発生した。

しかし第8期に入ってから、本市の不成立の発生件数は、「3 最低制限価格等の見直し」にも記述したが、さらに詳しく分析すると、

平成28年度が11件（不調7件、不落4件）、

平成29年度が19件（不調14件、不落6件）

と平成29年度に増加している。平成29年度では、業種別にみると、建築一式が8件となっており、そのうち、建築Bに登録のある業者を対象とする予定

価格 2500 万円未満の工事が、前述のとおり 7 件となっている。建築 B に登録のある市内業者が約 30 者である。7 件の中には応募者数がゼロの案件 3 件が含まれている。市では、建築 B の案件については、応募者数の条件を平成 29 年 7 月までは 3 者を基本としていたが、参加業者が少なく不成立の案件が多く発生してきたので、さらに応募者数の条件を 2 者とした。しかし建築 B においては、その後も不成立が発生している状況にある。なお、業務委託は 2 か年にわたり 4 件となっている。

これについて、特に建築 B の業者を対象とする工事の不成立の原因をどう考えているのかとの委員の質問に対し、特に零細事業者が多い建築 B の業者においては、民間の新規工事やリフォーム・修繕等の工事で、技術者、熟練工がそちらにとられる、また大手の下請け、協力会社となっている場合、その仕事が優先されるなど本市の工事に入札できない状況にあるのではないかと市は回答した。

学校などの耐震改修工事が終了し、今後、公共施設の老朽化に伴い予定価格 2500 万円未満の修繕・改修工事が増えてくることが予測されるので、このような不成立を防止する対策が必要となってくるのではないかと。

5 低入札価格調査制度

平成 28 年度及び平成 29 年度は、市は低入札価格調査の対象案件の全案件 12 件について低入札価格調査を実施した。第 8 期委員会では、これらの案件全部の報告を受け審議を行った。

同時に委員会では、平成 25 年度から 29 年度までの低入札価格対象案件の分析を行なった。低入札価格調査対象案件の数、調査実施件数及びその平均落札率は、表 4 のとおりである。

表 4 低入札価格調査

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象案件数	11	9	5	3	9
調査実施件数	1	1	1	3	9
平均落札率 (%)	89.95	89.72	89.33	72.84	77.21

平成 26 年度以前の旧基準であれば、平成 28 年度以降の落札者は失格となり高値の落札となっていたケースが多く発生していたであろう。平成 27 年度の制度改正を境に低入札調査を実施する案件が増加し、経費の削減を図ることができているが、一方で事務量は増大しているのでその対応が課題となってくるのではないかと。

平成 27 年度の失格基準価格の設定方法の改正以降約 3 年が経過するが、も

ともと高値落札であった学校等の耐震改修工事が平成27年度に終了し、平成28年度からは、安満遺跡公園の関連工事など本市の大きな事業での高額の仕事案件が続出する中、制度改正の影響が全面的に出始め、低入札価格調査を実施する案件が大幅に増加した。

このように低入札価格調査を実施する案件が急に増加してくると、この中に不適格な業者との契約がないか、また内訳において本市設計金額と業者見積金額に大きな差があるものがあるが工事の品質面で問題がないか、さらに着工後の品質確保のチェックができているのかなど懸念するところが出てくる。

低入札価格調査基準価格が事実上最低制限価格のようになっているようにも思えるが、今後とも低入札価格調査実施案件が多数出てくることが予想され、事務量の負担等が気になるところである。経済情勢や他の入札制度との整合性も考慮して本制度の内容をよりよきものにしていく努力が必要である。

6 総合評価落札方式による入札

第8期において、市が総合評価落札方式により契約の相手方を決定した案件は、平成28年度公共下水道日野川雨水ポンプ場モーターポンプ更新工事（機械）の1件であった。今回の案件は、技術評価点と価格評価点の比率が1対4であり、技術評価は、実績に関する評価と現場支援に関する評価の二つである。評価項目については、実績評価が、施工実績、工事成績、ISOの取得の有無などであり、現場支援の評価が、現場の支援体制や災害時のバックアップ体制である。採点結果は、実績に関する評価では各者に評価点の差が余りでないが、現場支援に関する評価ではより具体的な提案をした業者が高い点数となった。

委員会では評価内容について審議を行ったが、「市が求めようとしている提案内容が業者に正確に伝わり理解されていることが重要である。また、市の価格評価点及び技術評価点の採点基準は公表されているが、各業者の評価点数の採点結果の公表については、その採点が合理的で適切なものであるなら公表していくことを検討すべきである。」との意見が出された。

さらに、技術評価された項目が契約後確実に実施されるかを見守る必要があるのではないかと委員の質問に対し、事前に提出される施工計画書をもとに、施工段階で一つひとつ確認していると市は回答した。

市は価格評価点と技術評価点の割合は工事の内容により、価格面と技術提案のどちらを重視すべきかを勘案して比率を決定している。採点基準については公表されているとのことであるが、評価項目などについてはより具体的でわかりやすいものとし、採点結果の公表を含め、客観性、透明性のある運用を心がけてほしい。

第5 今後の改善に向けて

1 予定価格等の事後公表

第4-2で触れたとおり、抽選落札等の急激な増加は、予定価格の事後公表等の対策を実施する段階にきているのではないかと懸念されている。適正化法に基づく実施状況調査によれば、予定価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている市区町村は、915団体（53.2%）と前年度と比較し18団体増加し、徐々に浸透しつつある。予定価格を事後公表に移行することで、入札参加業者は、入札価格を決めるために、設計図書から数量を拾い、細かな積算をする必要があることから、最低制限価格の推測が難しくなり、抽選落札等を抑制する効果的な手法と言える。

一方で、予定価格を事後公表することのデメリットとして、参加業者にとっては高度な積算能力が求められ、最低制限価格の推測がより困難になることから、その価格を市職員から聞き出そうとする不正行為の発生が懸念される。市では近年、不正行為の確認はできていないが、制度導入にあたり、一層の適正な競争性を確保する必要がある。また、そのような行為を未然に防ぐため、参加業者の積算能力向上のため、設計図書等の情報公開のあり方についても、検討する時期が来るのではないかと懸念されている。

2 最低制限価格等の見直し

公契連は、平成28年及び平成29年と立て続けに、低入札価格調査基準の設定率を改正している。これに連動し、国土交通省から都道府県に対し低入札価格調査における基準価格の見直し等についての要請が出されており、ダンピング受注の防止、建設工事の担い手の育成及び確保等を図ることを目的に、この趣旨を踏まえ、最低制限価格等について、その算定方式の改定等により適切に見直すことの周知がなされている。

最低制限価格等の見直しについては、各自治体の厳しい財政状況の中、安易に実行できるものではないであろうが、第4-3で触れたとおり、近隣自治体の動向及び入札不成立の状況も踏まえ、市は遅滞なく検討及び協議に入るべきである。

3 入札の不成立

第8期は第7期に比べ、不成立が増加する傾向にある。まず、必要応募者数に達しない不調となるケースは、特に建築B（予定価格2500万円未満）の案件で増加している。これは、入札制度の中での本市特有の事情とも考えられる。建築Bに登録のある業者が約30者となっており、決して多い業者数とはいえない。

また、不落となるケースには、指名競争入札において1者も最低制限価格以上の入札者がいなく、その他の失格も合わせて全員失格となって不成立となる

案件が29年度2件発生している。その後、最低制限価格を事前公表して再度指名競争入札を行い成立している。これは、平成28年度から、最低制限価格の事後公表を予定価格800万円以上から300万円以上の建設工事に拡大したことが影響したと思われる。

今後市では、新文化施設の整備事業など大型の建築工事も予定されているが、学校校舎等の本市公共施設の更新時期を迎え、長寿命化を図るため、設計金額が比較的低額の改修・修繕工事が増加してくることが考えられる。このような不成立を防止し、公平で競争性のある入札を行い、契約締結につなげる制度の運用が必要となってくる。

4 低入札価格調査制度

平成26年度以前の失格基準価格の設定方法は、現行の設定方法と比較すると失格業者が発生しやすい仕組みであり、高落札になるケースも多く見られ、さらには入札が不成立となる場合もあった。このようなケースを改善・解消していくため、市では、平成27年度当初に失格基準価格の設定方法の変更を行った。

このことにより、近年高落札や不成立になる事例が少なくなり、低入札価格調査基準価格を下回り、低入札価格調査を実施する案件の増加が顕著であるが、市の予算支出の削減となり財政面では効果があった。

平成30年度からも引き続き、安満遺跡公園整備事業や新文化施設整備事業などの大型事業や水道施設での大規模設備の更新事業の中で、大型の工事案件が多数でてくることが予想される。業者選定の方法はいろいろあるが、その多くが低入札価格調査対象案件となると考える。そして、入札参加業者の多くが、失格基準価格近くを狙い入札してくる傾向にあるので、対象案件のほとんどが低入札価格調査を実施することになるのではないかと。

全国的には東京オリンピック開催に向けての経済効果や公共投資、さらに公共工事の労務単価の度重なる引上げにより、建設業者にとって景気状況は良好な状態にある。

ここ数年低入札価格調査の案件が増加し、その重要性がますます高まる中、市としては、公共工事の動向を注視し、積算能力の向上、品質の確保、不適格な業者の排除などの観点から、低入札価格調査が形骸化することなく実のあるものとなるよう工夫され、調査内容及び運用の充実・改善を図ってほしい。

5 総合評価落札方式による入札

近年、工事等の発注や施工時期の平準化が国から指導されているところであり、市においても改善されつつある。一方で、工事日程を含め完成に至るまでの全体のスケジュールや早期着工が望まれる案件が多いこと、また工事内容が総合評価落札方式を採用するにふさわしいものであるかどうかによって、総合評価落札方式を取り入れた契約件数が増加していない状況にある。総合評価落

札方式については、現在試行を含めて全体で約6割を超す自治体が導入している。本方式を実施している中核市では、年間に複数件以上の件数で本方式を採用している自治体も多いことから、市としては、今後とも実績を積み重ねてほしい。

第8期においては、総合評価落札方式により契約の相手方を決定した案件は工事1件のみであったが、落札者選定に時間を要し事務量が増大する本方式の採用は、事前の計画の下、長期的な視点から採用件数を増やしていくことも検討すべきであり、今後の市の大型の事業計画の中で、本方式を採用する必要がある工事等の案件がでてくるのではないかと考える。

これからは、確実に品質確保を図りたい工事等、その内容によっては価格だけではなく技術提案や施工実績などで評価することにより、能力のある業者を契約相手としていくべき案件も増えてくるのではないかと考える。

さらに市としては、評価項目については、客観性、透明性に留意しながら評価項目の設定を図るとともに、評価そのものについては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価に努めることが重要である。

おわりに

第8期における日本の経済動向は、景気が緩やかに拡大しているとの見方がなされ、企業収益や業況感が改善する中で、設備投資、輸出が緩やかな増加基調にあり、個人消費についても、雇用・所得環境の改善等を背景に底堅さを維持している。海外需要についても総じて緩やかな成長が続いている。

東京オリンピックの開催を目前に控えているが、資機材の調達価格の高騰や労働者不足の状況は緩和されつつある。わが国経済の先行きは、緩やかな拡大を続けるとみられ、公共工事は堅調を維持していくと見込まれる。

一方で、平成29年は、大手企業の素材メーカーによるデータ改ざんや自動車メーカーの無資格従業員による完成検査など大企業に不祥事が続出した。これらの材料は、新幹線、旅客機、ロケットを初めタイヤなど多くの身近な製品にまで使用されている。日本の製造業の品質管理が大きな問題となっている。また、指名停止と関連して談合など独占禁止法の規定に違反する行為や企業の不祥事も後を絶たない。

今後の社会は、少子高齢化がますます進行するとともに急激な人口減少社会の到来、生産年齢人口の減少が予測されている。これらのことが、経済成長や社会保障などあらゆる方面に大きな影響を及ぼすことが指摘されており、公共施設・インフラ施設のあり方については適正な配置が課題となりつつある。また生産年齢人口の減少により長期的には建設現場での人手不足が懸念され、東京オリンピック開催後の公共工場の反動も心配される。

高槻市においては、長年待ち望まれた新名神高速道路の高槻神戸間が平成30年3月に全面開通し、関連整備事業もまもなく終了しようとしている。現在、

安満遺跡公園整備事業や新文化施設整備事業が進行中であり、今後も大規模な建設工事が計画されている。一方で、これまでに建設された多くの公共施設が維持補修・更新の時期を迎え、全体の総合管理計画が策定され、更新・統廃合・長寿命化などの検討がなされているが、その工事が今後増加することが予想される。

最後に、平成29年4月に予定されていた消費税率の引上げは平成31年秋に延期されたが、予想される消費税増税の影響も考慮しながら、今後とも経済・社会情勢の変化及び公共工事の動向を注視するとともに、国や自治体の入札契約制度の動きを適確に把握するよう努められたい。また、これまでに要望してきた総合評価落札方式などの入札手続における情報のさらなる提供、公表に留意しつつ、今後、市の事務量負担の課題はあるものの、入札契約制度のさらなる改善を行い、適正な業務執行に努めるよう強く要望するものである。